

# 高額療養費貸付事業

## 高額療養費貸付事業について

1ヶ月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分があとで高額療養費として支給されます。

高額療養費の払い戻しを受けるには、診療月から3ヶ月以上後になるため、当面の医療費の支払いに充てる資金として、無利子で「高額療養費（自己負担限度額を超えた分）の9割相当額」の貸付を行う「高額療養費貸付事業」を実施しています。

## 事業の目的

高額療養費の支給を受ける方に対し、療養費の一部負担金の支払いに必要な資金を貸し付けることにより、安心して治療に専念していただくとともに、経済的支援を行うことを目的とします。

## 貸付対象者

本巣市国民健康保険加入の被保険者で、本巣市に居住する世帯の世帯主

## 申請の流れ

- 申請書類 

}	①高額療養費貸付申請書 ※高額療養費貸付申請書の記入例をご参照ください。
	②高額療養費貸付金借用証書
	③医療機関が発行した保険点数のわかる請求書（コピー可）
	④被保険者証の写し
- 申請窓口 **本巣市社会福祉協議会(糸貫ぬくもりの里内)地域福祉課**へ提出ください。
- 高額療養費貸付承認通知書を受け取り後、個人負担額（10%と保険対象外分）を医療機関にお支払ください。
- 個人負担額を支払った**領収書を申請窓口**へご提出ください。
- 領収書の確認ができ次第、高額療養費貸付金（90%）を直接医療機関へ支払います。
- すべての手続きが完了した後、本巣市民課医療保険係より書類提出依頼があります。

相談窓口 **社会福祉法人 本巣市社会福祉協議会（糸貫ぬくもりの里内）**  
**地域福祉課 生活支援係** ☎ 58 - 320 - 0531

作成：平成29年7月1日発行